

総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和元年6月11日(火) 午前9時30分
2. 開催場所 瀬戸内市役所 2階 大会議室
3. 農業委員 10名中8名出席し、その氏名は次のとおり
太 田 修 尾 上 昭 則 野 田 稔 由 喜 門 尊
藤 原 由 果 木 下 泉 石 黒 五 月 大 森 茂 利

欠席委員
久 山 英 之
藤 澤 美 芳
4. 農地利用最適化推進委員
田 中 伸 五 茂 成 和 延
5. 議事に参与した者
事務局長 服部 博昭
事務局 蒲 直之
事務局 溝邊 和典
6. 議事内容
第1号議案 農地法第3条許可申請について
第2号議案 農地法第4条許可申請について
第3号議案 農地法第5条許可申請について
第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
(利用権設定・所有権移転)

そ の 他

事務局長 開会を宣言する（午前9時30分）
定刻となりましたので、これより令和元年度瀬戸内市農業委員会、第3回の総会を始めさせていただきます。開会にあたりまして、木下会長よりごあいさつを申し上げます。

議長（会長） おはようございます。いよいよ田植えという時期にご出席いただきありがとうございます。本日も皆様の適正なる審査、ご意見のほどよろしく申し上げます。

事務局長 ありがとうございます。ただいまの農業委員の出席数は定数10名のうち8名ということで、瀬戸内市農業委員会総会議事規則第7条により、この総会が成立していることをご報告いたします。なお、久山委員及び藤澤委員からは欠席の届出があったことを申し添えます。以降の議事の進行につきましては木下会長より申し上げます。

議長 それでは、本日の議事録署名委員さんを指名させていただきます。本日の署名委員さんに由喜門委員、藤原委員、よろしく申し上げます。早速ですが、議題の方に入らせて頂きます。まず、第1号議案、農地法第3条許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案資料の1頁目をご覧ください。農地法第3条許可申請についてでございます。

【1番案件】

譲受人「邑久町福中■■■■■ ■■ ■■■ ■■■ ■■■」。譲渡人「邑久町大富■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■」。農地の所在地は「邑久町宗三305-2」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は149㎡。「邑久町宗三305-4」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,104㎡。「邑久町宗三305-5」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,132㎡。「邑久町宗三306-2」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は324㎡。「邑久町宗三306-3」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は209㎡。譲受人の農地までの距離は550m。耕作面積は567,976㎡となっております。家族数は7名、耕作者数は3名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■■ ■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■ ■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲受人の「■■ ■■■」さんが「田」および「畑」として管理しており、今後も同様に「田」および「畑」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上、事務局から第1号議案の説明を終わります。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、福田地区は担当委員が不在のため、引き続き1番案件について何かあれば事務局からお願いします。

事 務 局 1番案件について、事務局よりご説明させていただきます。譲渡人の■■ ■■■さんは親の代から耕作をしておらず、昔から■■ ■■■さんに耕作を依頼していました。■■■さんは福田地区を中心に家族で大規模に営農をされており、申請地は今後も引き続き■■■さんが耕作をするということで、特に周辺農地への問題もないと思われま。ご審議のほどお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。以上で事務局からの説明、意見は終わりましたが、何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(意見なし)

議 長 ご意見ないので、採決に入らせていただきます。ただ今の第1号議案農地法第3条許可申請について、許可に賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。続きまして第2号議案、農地法第4条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは議案資料は引き続き1頁目をご覧ください。第2号議案農地法第4条許可申請についてご説明いたします。

【1番案件】

申請人「邑久町豊原■■■■■ ■■ ■■ ■■」。土地の所在地は「邑久町豊原140-2」。地目は「田」。面積は22㎡。転用目的は「公衆用道路」。施設の概要は「道路 22㎡」。農地区分は第2種農地で10aあたりの収量は米420kgとなっております。資金についてですが、農地法第5条の2番案件と関連がありまして、その案件の施工主負担で■■。隣地への被害はありません。なお、転用申請によるもので、農用地区域外農地です。場所につきましては、次の2番案件と関連がありますので後ほどご説明いたします。

【2番案件】

申請人「岡山市南区福成■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■ ■■」。土地の所在地は「邑久町豊原153-4」。地目は「畑」。面積は6.82㎡。「邑久町豊原153-5」。地目は「田」。面積は7.55㎡。転用目的は「公衆用道路」。施設の概要は「道路 14.37㎡」。農地区分は第2種農地で普通畑となっております。資金については先ほどと同じく施工主負担で■■。隣地への被害はありません。なお、転用申請によるもので、農用地区域外農地です。場所につきましては、資料4ページをご覧ください。瀬戸内市役所から南西へ約800mのところの位置しております。

【3番案件】

申請人「邑久町尻海■■■■■ ■■ ■■ ■■」。土地の所在地は「邑久町尻海58」。地目は「畑」。面積は67㎡。転用目的は「露天駐車場」。施設の概要は「駐車場 67㎡」。農地区分は第2種農地で普通畑となっております。隣地への被害はありません。なお、転用申請によるもので、農用地区域外農地です。またこちらは追認申請となっております。場所につきましては、資料5ページをご覧ください。寒風陶芸の里から北へ約500mのところの位置しております。以上、事務局からの説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。1番、2番案件について、田中委員、お願いします。

田中委員 1番、2番案件についてご説明させていただきます。後の第3号議案の2番案件と関連がありますが、地元説明会が開かれ地元の方から承諾を得ており、周辺農地への影響もないため問題はないと思われま。ご審議のほどお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。続きまして3番案件について、担当の三浦委員が欠席のため、事務局よりお願いします。

事務局 3番案件について、事務局よりご説明させていただきます。申請地は長年耕作されておらず保全管理のみ行われていました。十数年前に隣

接する道路の拡幅工事の際に、■■ ■■さんのお父様がコンクリートで固めてしまいました。■■さんは先日相続でこの土地を取得され、不適切な現状を是正するため転用の追認申請をされました。隣地には農地は残っておらずこれまでも転用における周囲への影響はなかったため、農地への復旧を命ずるべきものではないと思われまます。また、担当の三浦委員からも問題ない旨を伺っております。ご審議のほどお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、ただいまの第2号議案につきまして何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

(意見なし)

それでは、ご意見ないようですので、意見がないものとして農業委員会として意見を付してよろしいか。

(全員賛同の声)

それでは意見なしといたしまして、続いて、採決に入らせて頂きます。第2号議案農地法第4条許可申請について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。

続きまして、第3号議案、農地法第5条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは議案資料2頁目をご覧ください。第3号議案農地法第5条許可申請についてご説明いたします。

【1番案件】

譲受人「岡山市中区雄町238番地3 不動産業 株式会社想コーポレーション 代表取締役 中村 叡介」。譲渡人「邑久町山田庄■■ ■■ ■■■■■■■ ■■ ■■」。土地の所在地は「邑久町山田庄37-2」。地目は「田」。面積は2,049㎡。「邑久町山田庄317-1」。地目は「畑」。面積は180㎡。転用目的は「建売分譲住宅」。施設の概要は「建売住宅 8棟 457.04㎡」、「道路 561.45㎡」。建ぺい率は「27.4%」。農地区分は第2種農地で10aあたりの収量は米420kgとなっております。資金は自己資金が■■となっております。隣地への被害はありません。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■となっております。また、農用地区域外農地です。こちらの案件は開発協議申請中となっております。場所につきましては、資料6ページをご覧ください。福田保育園から北東へ約360mのところ position しております。

【2番案件】

譲受人「邑久町大窪375番地の3 不動産業 有限会社アジアホーム 代表取締役 河原 則明」。譲渡人「牛窓町鹿忍■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。土地の所在地は「邑久町豊原137」。地目は「田」。面積は622㎡。譲渡人「邑久町大窪■■■■■■■■ ■■■ ■■■」。土地の所在地は「邑久町豊原138」。地目は「田」。面積は638㎡。譲渡人「邑久町豊原■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。土地の所在地は「邑久町豊原140-1」。地目は「田」。面積は2,263㎡。譲渡人「岡山市南区福成■■■■■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■ ■■■ ■■■」。土地の所在地は「邑久町豊原153-3」。地目は「畑」。面積は60㎡。「邑久町豊原154-2」。地目は「田」。面積は16㎡。転用目的は「建売分譲住宅」。施設の概要は「建売住宅 14棟 756.80㎡」、「公園 125.22㎡」、「道路 514.15㎡」。建ぺい率は「24.6%」。農地区分は第2種農地で10aあたりの収量は米420kgとなっております。資金は自己資金が■■■、借入金が■■■となっております。隣地への被害はありません。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■■となっております。また、農用地区域外農地です。こちらの案件は開発協議申請中となっております。また、転用面積が3,000㎡を超えておりますので、岡山県農業会議への諮問案件となります。場所につきましては、資料7ページをご覧ください。瀬戸内市役所から南西へ約800mのところに位置しております。

【3番案件】

借人「東京都品川区大井■■■■■■■■■■ ■■■■ ■■■ ■■■」。貸人「長船町長船■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。土地の所在地は「長船町長船392-1」。地目は「畑」。面積は523㎡。「長船町長船392-3」。地目は「畑」。面積は368㎡。転用目的は「農産物直売所」。施設の概要は「ビニールハウス 1棟 128㎡」、「駐車場 523㎡」。農地区分は第1種農地で普通畑となっております。資金は自己資金が■■■。隣地への被害はありません。なお、使用貸借権設定によるもので10aあたり■■■となっております。また、農用地区域外農地です。場所につきましては、資料8ページをご覧ください。備前長船刀剣博物館から南へ約530mのところに位置しております。

以上、事務局からの説明を終わります。

議 長 はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。続きまして1番案件について、担当の立岡委員が欠席のため、事務局より申し上げます。

- 事務局 1番案件について、事務局よりご説明させていただきます。申請地はホームランド邑久という比較的新しく、近年宅地化の進んでいる団地に隣接しており、今回建売分譲住宅8棟を建設するという事で申請が出ております。排水等の地元同意も得られていますので、特に問題はないかと思われます。また、担当の立岡委員からも問題ない旨を伺っております。ご審議のほどお願いいたします。
- 議長 はい、ありがとうございます。続きまして2番案件について、田中委員、お願いします。
- 田中委員 2番案件についてご説明します。申請地は、近年宅地化が進んでいる地域に位置しております。地元の役員や、地元説明会での地元住民からの同意を得られておりますので、問題はないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議長 はい、ありがとうございます。続きまして3番案件について、茂成委員、お願いします。
- 茂成委員 3番案件についてご説明します。借人の■■さんと貸人の■■さんは親子の関係です。■■さんが高齢になり、申請地の維持管理が難しいため、■■さんが農産物直売所にしたいということで申請に至りました。排水等の同意を得られておりますので、問題はないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議長 はい、ありがとうございます。それでは、ただいまの第3号議案につきまして何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。
- (意見なし)
- それでは、ご意見ないようですので、意見がないものとして農業委員会として意見を付してよろしいか。
- (全員賛同の声)
- それでは意見なしといたしまして、続いて、採決に入らせて頂きます。第3号議案農地法第5条許可申請について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。
- (賛成者挙手)
- 議長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。続きまして、第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について(利用権設定・所有権移転)ということで、事務局の説明をお願いします。
- 事務局 それでは第4号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてご説明いたします。議案資料3頁目をご覧ください。
【第4号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について議案書をもとに朗読】

議 長 はい、ただ今の第4号議案につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

(意見なし)

議 長 ご意見ないようですので、第4号議案につきまして、承認とさせていただきます。

それでは最後のその他の項目に入らせていただきます。事務局、お願いします。

事 務 局 今後の予定でございますが、7月の総会につきましては、7月11日木曜日に予定しており、8月の総会につきましては、8月9日金曜日を予定しておりますので、よろしく申し上げます。

また、7月の総会は、8月から実施する予定の農地利用状況調査の説明をさせていただきますので、農地利用最適化推進委員さんも全員出席していただく予定としております。

議 長 他にご意見・ご質問はありませんか。

それではご意見もないようですので、これをもちまして、令和元年度6月の総会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

(午前9時53分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和元年6月11日

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員